

令和4年度第1回 三豊市の国民健康保険事業に関する運営協議会議事録

日時 令和5年3月30日(木)15:00~16:00

場所 三豊市役所4階第2委員会室

出席委員（敬称略）14名

被保険者代表	多田三千年	三田富美恵	柏野まゆみ	田所 上奉	山本江梨子
医療代表	大倉 敏裕	藤田 啓	沼原 利彦	琢磨 靖之	香川 彰宏
公益代表	中野 正敬	小野 茂樹	前田 昭文	森 富夫	

欠席委員（敬称略）1名

公益代表 千秋 康啓

事務局

健康福祉部長	藤田 伸治				
健康課	立石 慎一	田村 周三	藤田のぞみ	平柴希代子	中島加奈子
税務課	横田 茂之				

傍聴者

なし

協議会次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 自己紹介
4. 会長選出
5. 会長あいさつ
6. 議事
 - (1) 令和3年度 三豊市国民健康保険事業特別会計決算について
 - (2) 三豊市国民健康保険の現状と健康増進対策について
 - (3) 令和5年度 国民健康保険事業費納付金等について
 - (4) 三豊市国民健康保険の被保険者・保健給付費の状況について
 - (5) 令和5年度 三豊市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
 - (6) 令和5年度 制度改正等について
7. その他
8. 閉会

1. 開会

立石課長

失礼いたします。ご案内の時間が参りましたので、ただ今から三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

本日は、御多忙の中にもかかわらず、御出席いただきましてありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、昨年度は書面開催となり、今年度も年度末のお忙しい、この時期での開催となりましたことを、この場を借りてお詫び申し上げます。

なお、本日は、委員定数 15 名のうち 14 名の方にご出席をいただいております。三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 5 条の定めによりまして、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、お手元の資料に沿って進めて参ります。よろしくお願いいたします。

それではまず山下市長よりご挨拶を申し上げます。

2. 市長あいさつ

市長

みなさん、こんにちは。年度末の御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、常々、国民健康保険事業の運営に関してご理解ご協力を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます、ありがとうございます。

3年にわたりますコロナ禍で、なかなかこういう機会というのがございました。ただこの3年間において、「健康であること」の意識が高まったのではないかと思います。5月8日にはコロナウイルスが感染法上の2類から5類に移るということもございますけれども、とはいえその分コロナウイルスとの向き合いがずっと続くという意味合いでもあります。そういった中で、健康の部分では健診というものが重要になってまいります。健診率がコロナ禍で下がりましたというのを、いかに上げていくかということも今後の課題になろうかと思っております。今後は、健診率・受診率の向上に向けて頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

国保の状況ですが、国民健康保険の被保険者数については、年々減少しておりますが、一人当たりの医療費の増加が続いているようです。加入者の高齢化が進んでいることから、今後も、この傾向が続いていくものと考えております。国保会計の財政運営は、厳しい状況が続いておりますが、香川県と連携をとりながら、国保の安定的な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

本日は皆様方、多くのご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

立石課長

ありがとうございました。

3. 自己紹介

今回は委員会改選後、対面による初めての会議となります。恐れ入りますが、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員一人ずつ自己紹介)

ありがとうございました。

4. 会長選出

本日は委員改選後の最初の協議会となりますので、会長の選出をお願いいたします。国民健康保険法施行令に公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選出する、と定められております。ご意見がございましたら、お伺いいたします。

山本委員

はい。会長に中野委員さんがよろしいかと思えます。

立石課長

ただ今、ご意見がございましたが、よろしいでしょうか。ご承認いただける方は拍手をお願いします。

(拍手)

それでは、会長に、中野委員さんをお願いしたいと思います。

続きまして、三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則にはありませんが、国民健康保険法施行令第5条第2項に、会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行すると定められておりますので、あらかじめ会長代理の選出をお願いします。いかがいたしましょうか。ご意見をお伺いいたします。

中野委員

はい。会長代理に小野委員さんをお願いしたいと思います。

立石課長

ただ今、ご意見がございましたが、みなさんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご承認いただける方は拍手をお願いします。

(拍手)

それでは、会長代理に、小野委員さんをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、中野会長と小野会長代理は、恐れ入りますが、前の席にお移りいただきたいと思
います。

5. 会長あいさつ

立石課長

それでは、あらためまして中野会長様にご挨拶をお願いいたします。

会長

あらためまして皆様、こんにちは。ただいま、ご選出いただきました中野と申します。

今後運営していく中で、三豊市民の約 21%が加入する、本当に大きな国民健康保険の大切な
方向性を協議する会長として、非常に荷が重いと感じております。ただ、皆様方のご協力を得
れば、何とかやっていけそうな気がいたします。どうか頑張りますので、皆様方のご協力お願
いいたします。

立石課長

ありがとうございました。

大変申し訳ございませんが、山下市長は他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

6. 議事

立石課長

ここからの議事につきましては、三豊市の国民健康保険事業に関する運営協議会規則第 3 条
により、会長が議長となると定められておりますので、以後の進行につきましては、中野会長
をお願いをいたします。

また、第 7 条の規定によりまして、議事録署名委員 2 名のご指名をいただいた後をお願いをい
たします。

中野議長

それでは、議長を務めさせていただきます。議事に入る前に議事録署名委員を指名いたしま
す。三田委員さん、琢磨委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたしま
す。それでは議事に入らせていただきます。今回の議案はお手元の式次第のとおりに行ってい
きます。それでは 1. 令和 3 年度三豊市国民健康保険事業特別会計決算について事務局より説
明をお願いします。

事務局説明

健康課 田村課長補佐

1. 令和 3 年度 三豊市国民健康保険事業特別会計決算について（資料 1～7 ページ）

それでは資料に従って説明いたします。資料の1ページをお開きください。

(1)一般状況についてですが、令和3年度末の国保被保険者数は13,201人で前年度比約4.1%の減となっています。住民基本台帳人口に占める国保加入者は21%です。保険税は、保険医療分、後期高齢者支援分、介護分に分かれており、それぞれ、所得割額、均等割額、平等割額があります。所得割額は被保険者の所得に応じて課すもの、均等割額は世帯の加入者の人数に応じて課すもの、平等割額は各世帯平等に課すものです。出産育児一時金は1件当たり42万円、葬祭費は1件当たり5万円です。

続きまして、資料の2ページをお開きください。

(2)収入状況ですが、令和3年度の歳入で事業費総額は、78億6,185万5,044円、前年度対比約0.2%減となっています。

国民健康保険税の税込総額は前年度比0.7%増となりました。

保険給付費等交付金は県から交付されます。

一般会計繰入金、6億8,619万円余となっています。

続きまして、資料の3ページをお開きください。

(3)支出状況ですが、保険給付費総額は減少していますが、一人あたりでは増加傾向にあります。

出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料以外は、保険給付費等交付金(県)により賄われています。

国民健康保険事業費納付金は17億9,776万4千円余。これについては、制度改正により平成30年度新設されて行われています。香川県が8市9町とともに、運営を行っています。県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担っています。県が医療給付費等の見込を立てたうえで、公費等を除いた額を国民健康保険事業費納付金として県内市町ごとに決定されています。県から示された納付金以上に国保税を徴収していれば、概ね黒字となります。

保健事業費8千465万5千円余。特定健診・人間ドック委託料、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料等が主な支出です。

収支差引額は3億931万9,691円で、令和4年度へ繰越しています。

続きまして、資料の4ページをお開きください。

(4)実質単年度収支について、令和3年度の実質単年度収支は、2億272万7,305円の黒字となっています。

(5)の国民健康保険財政調整基金の状況ですが、令和3年度末現在123万5,031円です。

なお、令和4年度末に財政調整基金として、令和3年度繰越金の2分の1以上、1億6千万円を財政調整基金に積み立てさせていただくことを報告させていただきます。

続きまして、資料の5ページをお開きください。

国保年度平均被保険者数(資料5ページ)ですが、毎年約3%減少、中でも65歳以上の割合は増加、令和3年度56.5%です。

その下の保険給付費の状況ですが、先ほども説明したように、保険給付費の総額は減少傾向にあるものの、一人当たりの保険給付費は、年々増加傾向にあります。

税務課 横田課長補佐

続きまして、資料の6ページをお開きください。

(6)「令和3年度国民健康保険税調定収納状況」についてです。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた現年分と滞納繰越分の合計額は調定額が15億8,391万1,339円、収納額が13億4,259万6,497円、収納率84.76%となっています。これは前年度に比べて、調定額が0.5%減(額にして847万円4,310円)、収納額が0.7%増(額にして942万円2,137円)、収納率で1.04%増(前年度83.72%)となっています。また、不能欠損額は100件、1,047万2,184円で前年度比25.1%減(額にして351万円3,666円)です。

中野議長

事務局からの説明が終わりました。只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、次に2.三豊市国民健康保険の現状と健康推進増進対策について、事務局から説明をお願いします。

健康課 藤田保健師

2.国民健康保険の現状と健康推進増進対策について(資料7~13ページ)

資料の7ページをご覧ください。【1】令和3年度三豊市健診・医療等地域の健康について説明いたします。一か月にかかる医療費が約4億6,303万円、一年間にかかる医療費が約55億5,638万円、これは令和2年度に比べてひと月で約1,000万円程の減少、一年間で約1億2,000万円の減少となっております。

次に健診の受診者と未受診者を比較した一人当たりの生活習慣病にかかる医療費の資料となっております。健診受診者に対して未受診者の方が医療費は多くかかっております。受診者の方が7,046円、未受診者の方が39,904円となっており、健康意識が高いということが、医療費の減少につながるといえるのではないかと考えています。

次に【2】生活習慣病予防と健康増進対策についてです。住民検診の状況について、まずお知らせします。大きく分けて特定健診等の健康診査とがん検診の二つになります。

まず特定健診等については、特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康診査と3つに分かれます。特定健康診査というのは、運動とか食事、喫煙など、不適切な生活習慣がひきがねとなり、肥満、コレステロールなどの脂質異常、高血糖、高血圧になるということから、さらには虚血性の心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの発症・重症化を引き起こすというところで、本人自らが健康状態を自覚し、生活習慣の改善の必要性を理解した上で、生活改善に取り組むということを目指しております。

その中でも、特定健診の方は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導

を必要とする者を抽出する健診ということで位置づけられております。①の表が、特定健康診査の受診率の推移となっております。令和2年度、皆様ご承知のとおりコロナで集団検診を中止いたしましたので、そこで大きく受診率が減っております。令和2年度、医師会様のご協力を得まして、医療機関検診に切り替えまして、令和3年度も同じように医療機関を主軸として健診に取り組みました。そこで40.2%まで回復しているところですが、令和元年度までには至っておりません。

次に8ページです。さきほどの特定健康診査の受診率を県と三豊市と全国で比較したものに なります。県にしても全国にしても、コロナの影響で少し令和2年度受診率が下がってはおりますが、令和3年度に回復しております。③が後期健康診査の受診者数の推移になります。これも令和2年度に集団検診を中止いたしましたので、そこで数が大きく減っております。令和3年度も集団検診は実施しておりません。令和2年度からの医療機関検診の受診を勧奨して、ここまでの数に増えているというところ です。もともと、後期の方は、かかりつけ医があったりして、病院を受診しているという部分がありますので、かかりつけ医にご協力いただいて、そちらで受けてくださいという案内にしております。

④の表は、特定健診の機関別、つまり受けた場所と種別による表です。⑤が若年健康診査とい いまして、20歳～39歳以下の方への健診の人数推移となっております。若年健康診査については、集団検診を基盤にしておりましたので、令和2年度集団検診しておりませんので、そこに数があがっておりません。令和3年度集団検診を補充的に実施するという ことで、72人の受診者がありました。

次に9ページ目の「がん検診」についてです。それぞれの検診について、5年間の対象者数・受診者数などをまとめたものです。

五種類のがんすべてについて、令和2年度はコロナの影響で受診率が減っておりますが、令和3年度はすべて受診率がアップしております。ただ、コロナ前の状況には戻ってはおりません。

次に10ページ目をご覧ください。特定保健指導の実施率の推移です。特定保健指導につきま しては、母数が特定健診の受診者になりますので、令和2年度は母数が減った分、丁寧に勧奨することができ、実施率があがりました。令和3年度は健診の受診者も増え、指導対象者も大幅に増えております。そのため、個別面接や訪問などの対応を行いました が、実施率の増加までには至りませんでした。11ページは、特定保健指導を積極的支援と動機付け支援の大きく二つに分けて区分した、それぞれの実施率になります、全体的には同じような傾向で、令和2年度は母数の変化により実施率はアップしておりますが、令和3年度は低下しております。

次に12ページをご覧ください。重症化予防についての表になります。重症化予防については、3つの事業があります。香川県の糖尿病重症化予防プログラムに基づき、実施しております。一つ目が、(1)糖尿病未受診者・治療中断者受診勧奨事業になります。国保データ分析システムによって、レセプト情報と特定健康診査の結果を突合しまして、それぞれの健診の結果に 合わせて、治療の中断者を抽出し、そのリストから対象者に通知を行っています。通知の回数

は年2回です。

令和3年度は、受診勧奨通知を発送した者のうち62.5%が受診につながっております。

(2)の慢性腎臓病重症化予防事業についてです。特定健診の結果に含まれている腎機能の指標のひとつであるeGFR値に基づいて、①の受診勧奨と②の保健指導を行っております。これも同じように国保データ分析システムから抽出して受診勧奨を行っております。②の保健指導は年3回行っております。令和3年度は127名の方から利用していただいております。※印のところですが、それと合わせて、保健指導の一つとして、講演会を実施しておりましたが、令和3年度までは中止しておりました。なお、令和4年度は3月に開催させていただきました。

次に13ページをご覧ください。糖尿病性腎症重症化予防事業です。この事業は大きく二つの方法で行っておりまして、一つは事業者へ委託、もう一つは三豊市観音寺市内の医療機関に委託しているものとあります。①のところですが、業者委託に関しての実施人数は6名、医療機関は11名、合計17名に予防事業を実施しております。それぞれ個別で、その人に合わせた指導を年間実施するという事です。業者委託は半年間ですが、医療機関は一年間のため年度の途中から始まっておりますので、令和3年度末で終了した方はまだおりません。

この結果に関しては、業者委託6名分の評価になっております。③のところですが、食事療法・運動療法ともに100%の改善率でありまして、セルフモニタリングも83.3%となっております。

個人の治療状況や性格などに合わせて専門職が定期的に長期間サポートをするという事業でありますので、少しずつでも生活改善に取り組むことができまして、効果がある事業と考えています。今後は、医師会からの要望もありまして、観音寺市と方法を合わせて実施していくという方向で、令和5年度からは医療機関委託のみにして、業者委託はやめる予定です。以上ご報告です。

中野議長

今後とも保健事業に力を入れて、医療費の抑制を図る努力を続けていただきますようお願いいたします。

事務局からの説明が終わりました。只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。それでは、次に3.令和5年度国民健康保険事業費納付金等について、事務局から説明をお願いします

健康課 田村課長補佐

3. 令和5年度国民健康保険事業費納付金等

それでは、資料の14ページをお開きください。資料14ページにはおおまかな流れについて記載しています。

県が市町に示す納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を別々に計算し、合算したものになります。

医療分については、市町ごとの所得水準及び年齢調整後の医療費水準を反映しています。

後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、市町ごとの所得水準を反映しています。
後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療制度を支援するため、74歳以下の被保険者が負担します。

介護納付金分は、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の被保険者)に係る介護保険料で、医療分・後期高齢者支援金分に係る保険料と一体的に徴収します。

続きまして、資料の資料15ページから16ページをご覧ください。

納付金等算定結果についての説明となっています。県内の納付金総額は、245億9千万円余で、昨年度と比べ4億2700万円余減少しています。

令和5年度の一人当たり納付金は16万3千円余で、令和4年度と比べ2,800円余増加、など色々と県が計算して示されたものが、資料17ページとなります。

資料17ページにつきましては、本来ならば県内8市9町分を掲載すべきではありますが、諸事情で、県から三豊市の情報のみいただいております。

三豊市が令和5年度に県へ収める国民健康保険事業費納付金額は、16億7,181万8,057円となります。

納付金の内訳としましては、資料に掲載はしておりませんが、一つ目として医療費分が11億7,070万6,801円、二つ目として後期高齢者支援金分としまして3億8,800万1,302円。三つ目、介護納付金分としまして1億1,310万9,954円となっております。

中野議長

事務局からの説明が終わりました。只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、次に4.三豊市国民健康保険の被保険者・保険給付費の状況について、事務局から説明をお願いします

健康課 田村課長補佐

4.三豊市国民健康保険の被保険者・保険給付費の状況について

資料18ページをご覧ください。

国保加入者の状況ですが、被保険者数は令和4年12月末現在12,712人と前年より6%減少しております。

保険給付費の状況ですが、保険給付費合計は毎年減少していますが、一人あたりの保険給付は増加傾向にあります。

中野議長

事務局からの説明が終わりました。只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、次に5.令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算について、事務局から説明をお願いします

健康課 田村課長補佐

5. 令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算について

資料19ページをご覧ください。

最初に歳入についてですが、国民健康保険税につきましては、12億1,268万8千円で、前年度比8,287万円の減となっており、率にして6.4%減となっています。

これは、被保険者の減少によるためです。最近の被保険者数ですが、令和5年2月末時点で12,526人となっております。

県支出金につきましては、星印の保険給付費等交付金は保険給付費に応じて県から交付されるものですが、これにつきましても被保険者の減少のため前年度比4億689万円減、率にして6.8%減となっています。

一般会計繰入金は、6億5,266万6千円で、前年度比3,229万5千円の増となっています。法定分の繰入金です。

歳入合計につきましては、75億4,700万円です。令和4年度よりは大幅減っております。

続きまして、資料20ページです。次に歳出ですが、保険給付費の星印の色付きの部分につきましては、医療費等の支払で、香川県の保険給付費等交付金で全額充当となります。県が医療費の伸びや将来の被保険者数などから、医療費の推計を行い、市町ごとに算定したものを基に予算計上しています。

国民健康保険事業費納付金につきましては、県から示された額で県へ納付するもので、後期高齢者支援金分が前年度より1,956万3千円の増となっています。

保健事業費は、主に健診に係る委託料です。

歳出合計は、歳入予算と同額の75億4,700万円です。対前年度比5.8%減となっています。

資料21ページについてです。

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算案の概要となっています。今まで説明したものととなっておりますので、省略いたします。

中野議長

事務局からの説明が終わりました。只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、次に6. 令和5年度 制度改正等について、事務局から説明をお願いします

健康課 田村課長補佐

6. 令和5年度 制度改正等について

続いて、資料22ページをお開きください。

資料22ページから資料33ページは、令和5年度から、それ以降の制度改正について掲載しています。

私からは資料22ページの出産育児一時金の引き上げ額について説明いたします。

出産費用は年々上昇する中で、平均的な標準負担を全て賄えるようにする観点から令和5年4月1日から全国一律50万円に引き上げられます。産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額について、現行40万8千円に加算額1万2千円を加算した総額42万円から、改正後48万8千円に加算額1万2千円を加算した総額50万円に改正を行うものです。これにつきましては、三豊市では、既に条例改正を行っています。

資料23ページ以降につきましては、年度途中から変わるものもありますし、令和6年度以降変わるものも掲載されておりますので、参考にしていただければと思います。

なお、資料32ページにつきましては、税務課より説明いたします。

税務課 横田課長補佐

・令和5年度税制改正

三豊市国民健康保険税条例について、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に交付されたことにより条例の一部を改正するものです。

改正点は2点です。一点目は三豊市国民健康保険税のうち後期高齢者医療支援金分の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げます。これに伴い、国民健康保険税の限度額は医療給付費分65万円と2号介護保険料17万円とあわせて102万円から104万円となります。

二点目は、所得の低い人に対し、国民健康保険税の均等割と平等割を軽減していますが、軽減判定する所得を算定する計算式のなかで、5割軽減の場合は被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に、2割軽減の場合は52万円から53万5千円に引上げます。このことにより軽減される基準所得があがり、これまでの基準では軽減されなかった世帯が軽減されるようになります。なお、条例は本年4月1日より施行します。

以上で税務課の説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。只今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。議題については以上となります。皆様のご協力をもちまして議事は終了いたしました。

7.その他

それでは、その他に移ります。せっかくの機会ですから何かご質問、ご意見等ございませんか。

事務局の方から、何かありませんか。

健康課 田村課長補佐

令和5年度の最初の協議会は、通常であれば8月下旬を予定しておりますので、また通知をさせていただこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、令和5年度にデータヘルス計画の策定ということで、令和5年度末までは計画があるのですが、令和6年度の計画を策定しなければならなくなっております。今回は、県が中心となって、ひな形をつくるということになっておりまして、皆様のご意見を頂戴いたしながら策定していこうと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

中野会長

近づきましたら、また皆様に正式な案内は差し上げます。その時期にあるということで、ご予定の方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これで予定されていた議事を全て終了いたしました。事務局の方へお返しします。

8. 閉会

立石課長

中野議長、ありがとうございました。それでは閉会にあたり、健康福祉部長 藤田よりお礼を申し上げます。

藤田健康福祉部長

健康福祉部長の藤田でございます。

閉会にあたりまして、私の方から一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、本協議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、日頃から本市の保健福祉行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、重ねてお礼申し上げます。

さて、本協議会の開催につきましては、医療関係者の方々に多数ご参加いただいておりますことから、コロナ禍での開催は慎重に判断する必要がある、これまで書面開催等とさせていただいておりまして、対面での開催が約3年ぶりとなりました。

新型コロナウイルス感染症もようやくここに来まして大きく減少し、5月8日からは感染症法上の5類への移行が既に決まっていますが、このまま収束することを願うばかりでございます。本日は、3年度決算、給付費の状況、5年度予算及び制度改正等につきまして説明申し上げ、ご協議をいただきましたが、資料にもありましたとおり、近年、国保全体の給付費は減少傾向でございますが、一人当たりの給付費は増加傾向でございます。市民お一人お一人が健康でいきいきと暮らせるよう、健康寿命の延伸、未病対策等が求められ、健康増進対策を積極的に進めていく必要性を強く感じているところでございます。そのことが、国保運営の安定化にもつながるところでもございますので、今後とも委員皆様のご意見を頂戴しながら、市民の健康増進、医療費適正化の推進に努めてまいりたいと思います。

最後になりますが、委員各位の今後益々のご活躍をご祈念させていただきますとともに、今後

の本協議会へのご協力をお願い申し上げ、簡単でございますが、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

立石課長

それでは、これをもちまして、三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会

(16時終了)